

# 沖縄県立芸術大学施設整備委員会規程

令和3年4月22日

冲芸大規程第88号

(設置)

**第1条** 沖縄県立芸術大学に施設整備委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

**第2条** 委員会は、施設等の整備に関する重要な事項について審議する。

(組織)

**第3条** 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 学部長
- (4) 研究科長
- (5) 附属図書・芸術資料館長
- (6) 芸術文化研究所長
- (7) 事務局長
- (8) 全学教育センター長
- (9) 各学部の専任教員各3名
- (10) 芸術文化研究所の専任教員1名
- (11) 学長が必要と認める者

(任期)

**第4条** 前条第9号から第11号に掲げる委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(任命)

**第5条** 委員は、学長が任命する。

(委員長)

**第6条** 委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。

(会議)

**第7条** 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

- 2 委員長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(意見の聴取)

**第8条** 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聞くことができる。

(専門部会)

**第9条** 委員会が必要であると認めるときは、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、委員会から付託された事項について審議する。
- 3 専門部会の長及び部会員は、委員長が指名する。

4 第7条及び第8条の規定は、専門部会に準用する。

(庶務)

**第10条** 委員会及び専門部会の庶務は、事務局において処理する。

**附 則** (令和3年4月22日学長決裁)

この規程は、令和3年4月22日から施行し、令和3年4月1日から適用する。